

令和3年3月31日

難病者の社会参加を考える研究会  
座長 中央大学大学院教授 多摩大学大学院特任教授 医師 真野俊樹  
発起人 NPO 法人両育わーんど 代表 重光喬之

## ご 要 望

障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、障害者の雇用の促進等に関する法律の対象に難病患者を含めるよう要望する。

## 記

一、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第四条に規定する「障害者」の定義には「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの」（以下「難病患者」という。）が含まれている。同様に、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第二条に規定する「障害者」の中に難病患者を追加すること等により、難病患者を障害者雇用促進法の対象として含めていただきたい。

### 【背景】

- ・ 障害者総合支援法は、対象疾病の検討の結果、令和元年7月1日から対象疾病を361疾患（指定難病333疾患含む）に拡大し、制度の狭間で孤立する難病患者の一部がようやく希望を感じられるような状況が生まれつつある。一方で、障害者雇用促進法はいまだ対象が狭義の障害者<sup>(※)</sup>に限定され、難病患者らが含まれておらず、彼らは就労に関し、取り残された状況にある。  
(※) 障害者雇用率制度の上では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有者が実雇用率の算定対象（短時間労働者は原則0.5人カウント）。
- ・ 政府が推進する一億総活躍社会の実現や、SDGsの理念である「誰一人取り残さない－No one will be left behind」の実現のためには、社会参画が難しい難病患者の「働きがいも経済成長も」（「世界を変えるための17の目標」の8）の達成が必要であり、その実現には、制度の壁を排除し、多様なステークホルダーが共働できる環境整備が重要であり、上記の法改正や、難病患者を含む障害者の働き方に応じた障害者雇用の在り方の

見直し（ショートタイムワークの要件緩和）、これらの法改正を目指した具体的な検討・先進的な取り組みの促進が有効であると考えます。